

東自保第31号
東自監第58号
令和2年7月31日

岩手運輸支局長 殿

自動車技術安全部長
(公印省略)
自動車交通部長
(公印省略)

事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の
徹底について

飲酒運転の防止については、「飲酒運転の防止及び自動車事故報告規則に基づく報告(速報)の徹底について(令和2年4月14日付け東自保第7号、東自監第9号)」及び「事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について(再要請)(令和2年5月20日付け東自保第15号)」により、管内事業者への周知・徹底を要請したところであるが、本年7月に管内のトラック事業者の運転者による飲酒運転が立て続けに3件発生し、本年の飲酒運転件数は9件となった。(別添参照)

本年末までを計画期間としている、事業用自動車総合安全プラン2020では、「飲酒運転ゼロ」の目標を掲げ、官民一体となって目標達成に向けた取組を推進している中で、一部の管理及び指導教育が十分でない事業者における運転者の身勝手な行動により飲酒運転が引き起こされている状況は、誠に遺憾である。

飲酒は、速度感覚の麻痺、視力の低下、反応時間の遅れ、眠気を生じる等自動車の運転に多大な影響を及ぼすものであり、体内に摂取されたアルコールはすぐに消えるものではないことは周知の事実であり、仮に、飲酒運転による交通事故を起こした場合には、当該運転者はもちろんのこと、当該運転者を雇用する運送事業者にも管理責任や社会的責任の追求が行われることにもなる。

運送事業者の使命は、『輸送の専門家(プロフェッショナル)』として、お客様からの依頼に基づき人命や物品を安全に目的地まで送り届けることであることは、至極当然のことであり、このためにもプロドライバーたる運転者が輸送の安全を確保することが必須であることから、決して安全を脅かす飲酒運転等法令違反があってはならない。

については、飲酒運転の撲滅に向け、管内の運送事業者(特にトラック事業者)の全てに



対し、点呼時におけるアルコール検知器の使用の徹底（特に遠隔地での点呼時）はもちろん、「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」を活用して運転者指導・教育を行う等の取り組みを強力的に推進するよう指示されたい。併せて、研修・講習等のありとあらゆる機会を通じ、安全輸送のための法令遵守を徹底するよう周知されたい。

【参考】 上記マニュアル掲載 URL（国土交通省 自動車総合安全情報）

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/instruction.html#press20120410>